

意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者及び中小企業交流団体が、コロナ禍における売り上げ減少から脱却するために行う、感染症対策及び経済活動に資する設備導入や物品購入、また安心して事業を継続するために行うPCR検査等を支援することを目的に定めるものである。制定にあたっては、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「交付規則」という。）に基づき、意欲ある事業者経営・技術支援補助(コロナ対策特別枠)（通称「パワーアップサポート(コロナ対策特別枠)」という。）の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、中小企業者及び中小企業交流団体が、パワーアップサポート(コロナ対策特別枠)事業の実施に要する経費の一部を助成し、もって市内の産業の振興を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するものをいう。

(2) 中小企業交流団体

2者以上の中小企業者で構成されている団体をいう。

(3) 売上減少要件

ア 2021年4月～12月の任意の3か月の合計売上高を、2019年4月～12月の同3か月の合計売上高と比較して15%以上の減少があることをいう。

イ (3)アに定める比較が不可能な場合は、補助金申請時から直近の連続する3か月の合計売上高を、2019年11月以降の任意の3か月の合計売上高と比較し15%以上の減少がある場合も可とする。ただし、比較する月の重複はできないものとする。

ウ (3)ア及びイにおいて、比較する月に受領した助成金等は当該月の売上高に加算して計上するものとする。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 八尾市内に事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していないもの

(2) 構成員の過半数が八尾市内に事業所を有する中小企業交流団体

2 前項に規定するもののうち、別表1に掲げる区分Bについては、同一事業を継続して6ヵ月以上行っており、かつ売上減少要件を満たすものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者は、補助の対象から除く。

(補助金交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げるものであって、市長が適当と認めたもの

とする。

- 2 別表1に掲げる経費について、補助金の交付の対象となる事業の実施に関して八尾市若しくは他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。
- 3 別表1に掲げる経費に消費税（地方消費税を含む。）は、含まない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は予算の範囲内において、前条の補助金交付対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、千円未満に端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

- 2 同一年度内における、同一の中小企業者・中小企業交流団体に対する補助金の交付上限額は別表1に掲げる額とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、申請する区分に応じ、意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠：区分A)交付申請書（様式第1-1号）又は意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠：区分B)交付申請書（様式第1-2号）に、経費内訳明細（区分A用）（様式第2-1号）又は経費内訳明細（区分B用）（様式第2-2号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）事業内容及び費用の内訳が確認できる書類（別表2の右欄に掲げるもの）
- （2）対象経費を納入したことが確認できる書類
- （3）八尾市内に事業所を有することがわかる書類
- （4）市税を滞納していないことを証する納税証明書（令和3年度分）
- （5）開業6か月以上が確認できる書類及び売上の減少を確認できる書類（別表1に掲げる区分Bへの申請の場合のみ）
- （6）誓約書（様式ア）
- （7）補助金の振込口座の情報が確認できる書類
- （8）その他市長が必要と認める書類

（補助金の申請期間等）

第7条 補助金の申請期間は、補助金の交付を受けようとする事業の終了後から令和4年1月31日までとする。

- 2 別表1中に掲げる各費用について、補助金の交付を受けようとする事業の実施期間は、区分Aが令和3年4月1日から令和4年1月31日まで、区分Bが令和3年10月8日から令和4年1月31日までとする。
- 3 別表1に掲げる上限額の範囲内においては、同一の中小企業者・中小企業交流団体が区分A及び区分Bに複数回の補助金申請を行うことを妨げない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可

否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付申請者に対し、意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付決定通知書（様式第3号）又は意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達するため必要があると認めるときは、本補助金交付の決定を受けた者（以下、「補助金交付決定者」という。）に対し条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 補助金交付決定者は、前条第2項の意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付決定通知書を受けた後、速やかに意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（協力及び公表）

- 第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助事業に関する資料の提供その他協力をもとめることができる。
- 2 市長は、必要に応じて交付決定者から提供された補助事業の内容に関する資料等を公表できるものとする。

（決定の取消）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請、報告または不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
- （2）第8条第3項において付した条件に従わないとき
- （3）その他、市長が補助金交付決定を取り消すことが適当と認めるとき

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（加算及び延滞金）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則第22条第1項から第4項及び第6項の規定に基づき加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 第6条の規定に基づく交付の申請を行おうとする者は、市長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(補助対象経費で取得した財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、財産の処分の制限を受けるものは、交付規則第23条に定める財産のうち、その取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 交付規則第23条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、処分の可否を決定するものとする。

5 市長は、前項の処分の承認又は非承認を決定したときは、第3項の申請者に対し、取得財産の処分承認通知書(様式第7号)又は意欲ある事業者経営・技術支援補助金に係る取得財産の処分非承認通知書(様式第8号)により速やかに通知するものとする。

6 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表1（第4条及び第5条関係）

区分	事業経費の内容	上限額
A	医療機関でのPCR検査等費用 PCR検査等キットの購入費（注1）	30万円
B	新型コロナウイルス感染症対策等事業用物品の購入費（注2）	

（注1）市販されている検査キットのうち、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）として厚生労働省の承認を受け、承認番号が付与されているものに限る。対象となる検査キットの詳細については、厚生労働省のホームページ
[（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html) 参照。

（注2）消耗品は対象外とする。（取得価格が1件1万円（税抜き）未満のもの、又はその品質又は形を変えることがなく1年以上継続して使用することができないものは消耗品とみなす。）

別表2（第6条関係）

区分	申請様式・名称	その他必要な添付書類
A	様式第1-1号	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が発行する検査名称・項目の記載のある書類 購入したキットの商品名・承認番号等がわかる写真
B	様式第1-2号	<ul style="list-style-type: none"> 契約した内容・時期が確認できる書類（契約書類等）、費用の内容が確認できる書類（請求書・請求明細書等）、購入したことが確認できる資料、購入したものの写真